

2009 年度 碩・博士課程 在外同胞 招請奨学生 選抜要綱

【在外同胞財団/(日語訳)】

1. 目 的

- ◎在外同胞の優秀な学生の発掘、韓国内の大学院課程(碩・博士)履修の機会提供
- ◎在外同胞社会および母国発展に寄与可能な在外同胞の人材育成

2. 募集課程および入学時期

- ◎募集課程：○大学院碩士、博士課程
- ◎入学時期：○2009 学年度 9 月、または 2010 学年度 3 月

3. 選抜人員：総 30 名 内外

4. 志願資格条件

- 가. 国 籍：○居住国の国籍保有者
○居住国の永住権または長期在留資格を保有する在外同胞
- 나. 年 齢：○碩士：満 40 才未満 (2009 年 9 月 1 日時点)
○博士：満 45 才未満 (2009 年 9 月 1 日時点)
- 다. 学 力：2009 年 9 月 1 日基準
○碩士課程：全ての教育課程を居住国で履修し、学士学位所持者
○博士課程：全ての教育課程を居住国で履修し、学・碩士学位所持者
※既に個別で韓国に入国し、韓国内の大学院に在学中の者は除外
- 라. 志願大学院及び専攻分野：
○韓国内大学院中、一般大学院に限り可能
○韓国学、人文・社会、自然科学等、全学問分野が可能
- 마. 韓国語能力：○学業遂行が可能な程度の韓国語能力具備者
-韓国教育課程評価院主管「韓国語能力試験」合格者の場合、
認証書と成績通知表の写本提出時、選抜審査で優待
※「韓国語能力試験」未応者も志願可能
- 바. 其 他：○韓国内の奨学財団等の機関で類似した奨学金受領者は除外
一居住国で在学中の学校の奨学生の場合は支援資格を有する
○韓国での長期間の留学が可能な心身共に健康な者

5. 奨学金支援

가. 支給期間

- 生活費および保険料
・碩士課程：2 年(24 ヶ月)、博士課程：3 年(36 ヶ月)
※韓国語学習のための語学研修期間(6 ヶ月以内)と学業準備(3 ヶ月以内)のための韓国内滞在の期間、生活費・保険料を支援
- 韓国語語学研修費：2009 年 9 月 ～ 2010 年 2 月(6 ヶ月間)
・韓国語能力不足学生(韓国語能力試験 4 級以下の合格者)を対象に大学院入学前の 6 ヶ月間、韓国内大学の語学専門研修機関で施行する韓国語語学課程研修費の支援
- 往復航空料：初回の韓国入国および学位取得後の帰国時支援

나. 支給内訳

- 生活費：月 80 万ウォン
- 保険料：月に約 2 万 8 千ウォン(財団で保険会社に一括加入)
- 招請航空料：初回の入国と最終帰国時に居住地の国際空港と仁川国際空港間のエコノミー席のチケットに限り実費支援

○韓国語語学研修費：月 35 万ウォン程度(財団から研修機関へ一括支給)

○登録金：登録金免税に該当する大学の進学者に対しては財団で「登録金免税協力要請」行政処理処置

※ただし、登録金免税の出来ない大学の入学者は自費負担

ㄷ. 奨学金(生活費等)の支給中断に関して

○下記の場合は奨学生資格を喪失し、奨学金の支給を中断する

－申請および関連書類に虚偽があったり、誓約事項に違反した者

－入学選考不合格者、学業放棄者（未登録者または中途放棄者）

－所属大学から成績不良などに起因して警告以上の処分を受けた者

－在外同胞財団に誓約した事項に違反した者、または政治活動をした者

－警告措置事項に従わない者

－学業遂行中、休学者（但し、居住国の天変地異、外交断絶、病気など不可避な事由で休学する場合は、休学期間中の奨学金支給は中断するが復学時に奨学金支給を再開する）

－休学期間終了後、正当な理由なく一カ月以内に復学願書を提出しない者

－国内実定法違反で罰金刑以上の刑を宣告された者

－無断の一時出国、または韓国語研修期間に在学中の無断欠席および長期欠席に起因して、財団からの警告処分を 2 回以上、受けた者

－学期別の学業成績評点の平均 3.0（4.5 満点基準）以下で、2 回以上財団の警告措置を受けた者

※成績基準の百分率換算時、90%未満の者

（3.3/4.3 満点以下、3.0/4.0 満点以下、3.5/4.5 満点以下）

6. 志願申請

가. 申請書受付所：居住国の韓国公館

나. 受付締切り：2009 年 6 月 12 日(金)まで

※ただし、財団の招請奨学生として碩士課程履修者の中で、博士課程志願者は 2009 年 6 月 12 日(金)までに財団に直接提出し、志願事実を知らせること

다. 提出書類

①志願申請書…1 部（所定様式）

②自己紹介書、韓国内での修学計画書…各 1 部（財団所定書式）

③誓約書…1 部（所定様式）

④写真（4×5 cm/カラー/上半身/正面/脱帽）…2 枚

⑤学位証明書

－碩士課程：学士学位(予定)証明書…1 部

－博士課程：学士学位証明書、碩士学位(予定)証明書…各 1 部

⑥成績証明書：履修課程の総平均点(100 点満点基準で換算)が表記された成績証明書
の提出

－碩士課程の志願者：学士課程の成績証明書(総平均点記載)…各 1 部

－博士課程の志願者：学・碩士課程の成績証明書(総平均点記載)…各 1 部

⑦推薦書 2 部以上：指導教授及び現所属の機関長等

⑧健康証明書各 1 部(居住国の病院発行の所定書式)

⑨作品の写真または演奏の録音 CD(該当者：美術及び音楽専攻者)…各 1 点

⑩旅券写本

⑪遺功同胞の子孫の証拠書類の写本(公館の確認も可能)…1 部

－該当者に限る

다. 提出書類作成要領

- ①全ての書類(所定様式)は韓国語で作成
- ②学・碩士の学位証(または卒業予定証明書)、成績証明書及び指導教授推薦書、健康証明書など、居住国該当機関が発行したすべての提出書類は、原本と併せて韓国語に翻訳・公証(公館の公証も可能)して提出
※韓国語文書の場合にも原本と一緒に公証して提出
- ③申請書作成時、詳細に作成し、該当事項がない項目は空欄で処理
- ④提出書類の記載内容が不正確や具備書類が不備であった場合は、選抜審査から除外
- ⑤提出書類は一切返却しない

8. 留意事項

가. 韓国内大学院の入学

- 奨学生は登録金の免税大学の志願者を優先して選抜
 - －登録金免除の不可大学に入学する場合は、登録金は入学生の自己負担となる
奨学生志願者は別添「登録金免税大学リスト」を参照し、登録金免税可能大学への進学が必要
 - －特定大学の登録金免除人員が超過して合格者が発生した時は調整の予定
- 大学院への志願・登録等の入学手続きは志願者が個別に直接遂行
- 最終選抜者は大学院の志願時、必要であれば在外同胞財団で「在外同胞招請奨学生」の確認書を発行
- 大学院の志願と同時に大学院の志願状況を電話(82-2-3415-0163)及びE-mail(mklee@okf.or.kr)等を利用し、在外同胞財団に直接知らせること
- 在外同胞財団に提出した書類は選抜審査に必要な書類であり、最終選抜者は大学院別志願具備書類を別途に準備して入国しなければならない
- 韓国内大学院の1学期は3月～8月まで、2学期は9月～次の年の2月までで、入学選考時期は毎学期の始めの3～5ヶ月前に行われ、志願大学院の入学志願書の購入及び選考料は約10万ウォン程度かかる予定

나. 宿所

- 韓国語語学研修者
 - －該当研修機関の大学の寄宿舍に入舎が可能であるが、同大学の寄宿舍の部屋が全て使用されている場合は、下宿または自炊が必要
- 韓国語語学研修を受けない者
 - －下宿・自炊等の事前対備が必要
- 費用：寄宿舍、下宿・自炊の所要費用は、毎月支給される生活費から奨学生本人が支払う(大学の寄宿舍は大学院進学時、該当大学の許可がある場合にだけ利用可能)

다. 入学ビザおよび外国人登録証

- 韓国国籍者は入国前、居住国の韓国公館で大学院入学時までに滞在できるビザ発給が必要
- 韓国国籍者以外の者は入国後、法務部ソウル出入国管理事務所外国人登録証の発給が必要

라. 入国

- 選抜された奨学生は韓国語語学研修課程の開始の一週間前までに入国

※事前通報なく指定された期日内に入国しなかった場合は、奨学生資格取消
다. 入国準備

○奨学生は入国時、最低1カ月分の生活費(80 万ウォンまたは 800 米ドル)を所持すること

바. その他、問い合わせ事項は該当公館、または在外同胞財団（奨学事業担当者）に連絡

○住所：〒137-072 ソウル特別市瑞草區南部循環路 2558 番地
外交センター6F 在外同胞財団 教育文化チーム
担当者：イ・ミギョン課長(mklee@okf.or.kr)

○電話：82-2-3415-0163 ○FAX：82-2-3415-0119

○財団ウェブサイト：<http://www.korean.net>

○在外同胞奨学生クラブ：<http://club.korean.net/scholarship> ー以 上ー